

町分地区における住居表示の実施について（概要版）

町分18地割地内における市民生活の利便性を向上させるために住居表示整備を行うもの。

1 経緯

- ①令和2年9月から大規模な宅地分譲を目的とした造成が行われ、約190区画が分譲予定であり、一部分譲開始。
 - ・第1・第2工区 令和3年8月末 完了済
 - ・第3工区 令和5年秋以降 完了予定
- ②宅地開発の際に住居表示を行っていない地域では、地番による表示となっており目的地の住所にたどりつかない等の不具合が発生している。

改善策

宅地分譲が進み、住居表示に係る影響を受ける住民が少ないうちに実施する。

2 実施の効果

- ・住所が順序よくなり、目的地の住所が探しやすくなる。
- ・郵便物が正確に届くようになる。
- ・緊急車両がより早く現場に到着できる。

上記効果により当該地域住民の市民生活の利便性を向上させるものと考え、住居表示整備を進めるもの。

※既存の住民には住所変更の手続きが発生する。

3 事業経過

令和3年	10月	黒沢尻8区自治会長様 概要説明
	12月	山田広表線北側の各世帯に個別訪問説明
令和4年	1月	審議会①（区域、方法、町割及び町名の協議）
	3月	審議会②（区域、方法の諮問）
	6月	議案提出（住居表示を実施する区域及び方法について） 【住居表示法第3条第1項】…原案のとおり議決
	7月	審議会③（町名、町割の諮問） 告示（町及び字の区域並びにその名称の変更について） 【住居表示法第5条の2】※30日間縦覧
	9月	議案提出（町及び字の区域並びにその名称の変更について） 【地方自治法第260条第1項】…原案のとおり議決

4 実施計画

【区域】 面積：約9ha 世帯数：約210世帯（※想定世帯数）
（凡例） … 旧町字界 — 新町字界



【町名】

「しらゆり」を採用するもの。

※ひらがな標記、しらゆり「町」、丁目は付けない。

【方法】

- 「新しくできた住宅街であることから、既存の町名ではなく新しいイメージを取り入れたい。そのため、市の花に指定されており、発展を象徴する「しらゆり」を採用したい」という地域の意見を尊重のうえ新町名（案）を決定し、9月議会で議決。
- 街区方式による住居表示の実施基準「町名の決め方」に適合。

街区方式



5 実施スケジュール

令和4年	10月	住所変更手続きに関する住民説明会
	12月	告示（住居表示の実施について） 【住居表示法第3条第3項】 町名変更に係る所要の条例・規則改正

令和5年2月1日 住居表示実施